

女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する今後の取組について

～「第126回女性に対する暴力に関する専門調査会」（令和7年4月11日）における主な意見～

【分野全体について】

- ここ数年で、様々な法律が改正され、新たな法律も作られた。社会の変化も感じられるが、未だに非常に厚い偏見の壁が残っており、支援者や被害当事者へのバッシングも見られる。粘り強い取組によって社会を変えていくことが必要。
- 第5次基本計画の様々な法改正について、今後は、その運用の検証を行い、必要があれば更に改正を行うというサイクルを確立していくことが必要。そのためには、ジェンダー統計の収集・公表が重要。
- 司法分野の統計など、性別集計を行って、性別による加害・被害の状況の把握・公表をすべき。
- 全国のどこでも高いレベルの支援を受けられるよう、被害者への支援の強化と標準化が重要。官民の支援員の待遇を改善し、それが職業として成り立つような社会を目指すべき。
- 低予算での支援体制は限界にきている。専門性が高い支援を、安定して恒常的に提供できる体制の構築していくことが必要。
- 自治体の男女共同参画所管部署とワンストップ支援センターや配偶者暴力相談支援センターを所管する部署とが異なる場合があり、国からの通知が共有されていないことがある。国から自治体の庁内での連携を促してほしい。
- 暴力の背景には女性に対する差別があることを明確に示すことが必要。
- 新たな形態の暴力としてオンラインの暴力・ハラスメントが苛酷化している。「オンラインバイオレンス」という語を用いて、取組を進めるべき。
- 「ビジネスと人権」の視点について事務局から説明があったことは歓迎したい。国際的ルールを日本のルールにしていくことを促進するため、ILO190号条約やイスタンブール条約等の批准に向けて取り組むことを記載してほしい。

【広報啓発・教育】

- 広報啓発や教育が非常に重要であり、改めてしっかりと取り組むべき。
- 加害者と被害者の認識が異なることが多い。暴力に当たる行為についての共通認識ができていないため、加害者側への働き掛けや教育を進めて行く必要がある。
- 被害者に対策を求めるような呼び掛けをよく目にするが、暴力を容認しない社会基盤の形成のため、「被害の撲滅」ではなく「加害の撲滅」という視点での表現に改めていくべき。
- 傍観者（第三者）を、行動する第三者（アクティブバイスタンダー）にしていくような啓発が重要。
- 制度や相談窓口を形だけ整えるのではなく、長年にわたって作り上げられた社会全体にある無意識の偏見、組織内の空気等をなくすことに真剣に取り組むことが必要。

- 「生命（いのち）の安全教育」の教材にジェンダーについての理解の視点を盛り込むべき。また、保護者や身近な大人も学ぶことができる教材もあるとよい。

【DV対策関係】

- 被害の認識が持てないことが多くあるため、どのようなことが精神的な暴力に該当するのか、周知していく必要がある。被害者が行政と関わったときに、行政の職員の側から、DVに当たることを情報提供し、避難するという選択肢も伝えられるような仕組みも必要ではないか。
- 保護命令の利用が増えていくよう申立ての支援が必要。利用が増えなければ、改正DV防止法の附則の施行3年後の検討規定を踏まえ、更なる改正に向けた議論も進めていくことが必要。
- 加害の意識のない加害者から、被害者を支援する者や行政に対する攻撃のリスクが高まることも予想される。組織として被害者支援に携わる者を守っていく必要があるのではないか。
- 配偶者等への暴力に関し、裁判官を含む司法関係者への研修を充実することが必要。また、裁判所の人員拡充も必要。
- 被害者と加害者の関係性や年齢等に着目した支援の在り方の検討が必要。
- 男性が家事・育児を分担するようになったことで、「こんなに家事・育児をしているのに」という新しいパワーによるコントロールが生じてきている。こうした新たな問題にも目を向ける必要がある。
- 加害者プログラムを全都道府県で1か所程度は行える仕組みが必要。
- 加害者プログラムの実施に関する数値目標の設定や、DV防止法に基づく都道府県計画等に加害者対策を盛り込むことを促すことが必要。
- DVによる殺人事件の検証を行っていただきたい。
- シェルターで保護してもらった以外の選択肢が乏しい。DV被害者への住居に関する支援に取り組んでいただきたい。
- DVの子への影響は深刻。国民への情報提供を行っていただきたい。
- 在外邦人のDV被害への対策も必要。

【性犯罪・性暴力対策関係】

- 性犯罪については重要な法改正が行われた。これは十分に評価すべき。
- 意思に反する性行為は犯罪であること、地位や権力を利用した性的関係が被害者の自由な意思決定を阻害する場合はそれが性犯罪を構成することを十分に社会全体に周知すること、学校で教育することが重要。
- 捜査関係者、司法関係者に対し、性犯罪の実態や被害者の心身の状況についての十分な情報を得るための研修の機会を更に整備することが肝要。
- 「性的同意」についての啓発は非常に重要。
- 被害を早期に申告できるような社会の空気の醸成も重要。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、医療機関や

教育委員会、女性相談支援センター等との連携が重要であり、被害者支援の充実のため、引き続き体制強化に取り組む必要がある。

- こどもへの性暴力対応について関係機関の連携が実装されるような取組を検討すべき。代表者聴取について、地方において、検察、児相等の連携を進めることには限界がある。国（検察庁）の側から、地方のリソースにアクセスして、ネットワークを作るように、現場に働きかけるなどの取組を求めたい。
- いじめの重大事態の中で性暴力が生じている場合、どのように扱われているか情報収集していただきたい。

【ハラスメント対策関係】

- セクシュアルハラスメント対策の全体的なレベルの引上げが必要。
- セクシュアルハラスメントは犯罪になり得るものであるというメッセージを打ち出すことが重要。
- 企業、団体、学校には、ハラスメントの対策として、被害・加害の2つの軸だけではなく、傍観者にならないようにし、心理的に安全な組織をどう作っていくかという取組が必要。
- 大学における性暴力やハラスメントに関しても教育職員性暴力等防止法と同様の法制度が必要ではないか。また、アカデミックハラスメントについては私立大学の統計がないなど、状況が分からない部分があるため、大学における性暴力・ハラスメントの全国調査を行うべき。

【その他（分野横断的な御意見等）】

- 社会全体にある無意識の偏見に真剣に取り組む必要がある。こどもの頃から、ジェンダーや性に関する正しい知識を身に付けられるよう取り組むことが必要。
- 性的DVや性暴力の被害から妊娠につながらないようにする選択肢を示し、支援することが必要。緊急避妊薬の薬局販売だけを推進しては、人権を守ることにならない。健康分野に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて記載されているが、背景に暴力があるのだという視点が必要。
- 男性にどのように当事者として男女共同参画やジェンダー平等社会に貢献してもらうかは重要な視点。次の基本計画では、計画の随所にそのような視点を書き込むことができれば良い。
- 男性相談をどのように位置付けるかを検討する必要がある。女性の抱える問題や深刻さとは異なるかもしれないが困難を抱えた男性は存在しており、そうした困難を相談員等が適切に認識できるようにすることが重要。また、男性相談の中には、何とかしたい加害者からの相談もあり、そうした相談に対する窓口を開いておくことも重要。全国に約130カ所の男性相談窓口があるが、相談員への研修が必要。